

町内事業者の皆様へ

事業所等新型コロナウイルス感染症 感染防止対策補助金のお知らせ

対象事業者

- 令和3年4月1日現在、厚岸町で商業、工業、土木建築業、水産加工業、運輸業その他の事業（農業、林業及び漁業を除く）を引き続き1年以上営む事業者
- 令和3年4月1日～令和4年3月11日の間に、町内の事務所、工場、作業場、営業所、店舗その他これらに類する施設に対して下記の対象経費に記載されている取組を行った者
（※ ただし、町内に本社もしくは本店を置く法人や、町内に住所を有する個人を請負業者とすること）
- 厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例第2条各号に規定する者ではないこと

補助率、補助上限額

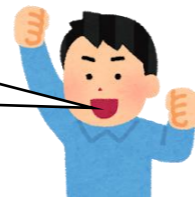
令和3年度における 1事業者あたりの補助 上限額は30万円です。 ただし、右記区分ごとに 限度額が設定されてい ます。 【補助率 2/3以内】 (千円未満切り捨て)	1 事業所等の改修	上限30万円
	2 衛生設備・備品の導入	上限10万円
	3 衛生用品の購入（※）	(1か2または 両方と併せて 上限5万円)

申請受付期間

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月18日
(令和3年4月1日～令和4年3月11日までに感染防止対策事業を実施していること)
【※予算に達した場合は、期間にかかわらず終了しますのでお早めにご相談ください。】

(※)「3 衛生用品の購入」は「1 事業所等の改修」「2 衛生設備・備品の導入」と併せた申請のみ可能であり、補助金額は対象経費区分1であれば上限額30万円、対象経費区分2であれば上限額10万円を超えない範囲で上限5万円まで加算されます。

**ご利用の際は
事前にご連絡ください!**



<対象経費>

対象経費区分	経費の内容
1 事業所等の改修 (工事を要する改修のみ対象)	(1) 新事業 テイクアウト事業開始に伴うカウンター設置、待合室の整備など (2) 衛生環境を整備するための改修 お客様用洗い場の設置、消毒や衛生に関する設備設置など (3) 外気との換気を向上させるための改修 開閉窓、網戸、換気扇、給排気機能を有する空調設備、外気との換気ができる設備設置など (4) 密集や接触を回避するための改修 客席の個室化(壁、ブラインド、衝立、カーテン)、拡張など
2 衛生設備・備品の導入 (工事を要しない設備・備品のみ対象)	(1) 飛沫感染防止のための設備導入等 飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテン、ソーシャルディスタンス確保用サインの導入、テーブル、椅子など (2) 消毒のための設備導入等 自動型手指消毒器、器具用消毒器、自動水栓、自動ソープディスペンサーなど (3) 換気向上のための設備導入等 網戸、換気扇など (4) 衛生管理のための設備導入等 非接触型体温計、サーモカメラなど (5) その他設備導入等 セルフレジ、キャッシュレス化対応機器(※加入料、通信費等の運用に関する経費は対象外)など
3 衛生用品の購入 (1か2または両方と併せた申請のみ可能)	○衛生用品の購入(各品ごと1万円まで対象) ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、エプロン、防護服、マスク、マスクケース、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、使い捨て手袋、洗浄剤、漂白剤など

問い合わせ先 役場 観光商工課 商工雇用係

☎52-3131

<制度Q&A>

Q.	申請書や申請の手引きなどは、どこで配布されていますか。												
A.	役場観光商工課（1階 5番窓口）、湖南地区出張所、厚岸町商工会において配布しています。また、町ホームページでダウンロードすることもできます。												
Q.	申請は、いつ、どのようにしたらよいですか。												
A.	令和4年3月11日までに対象の感染防止対策を実施した後、令和4年3月18日までに役場観光商工課へ申請書等の必要書類をご提出ください。ただし、 <u>予算に限りがありますので、補助金の活用を考えている方は、まずはお電話等でお問い合わせください。</u> なお、令和2年度に本補助金により改修または設備の導入を行っており、令和3年度に同様の改修や設備導入を行い、それが感染防止対策として必要以上の導入だと判断される場合は、その経費は対象外とします。判断が難しいため、補助金の利用を検討される場合は、事前にお問い合わせください。												
Q.	対象経費区分3のみでの申請は可能ですか。 また、複数回に分けて申請することはできますか。												
A.	3つに分かれた対象経費区分のうち、3のみの申請はできません。 1か2または、1と2両方と併せて感染防止対策を実施して申請した場合のみ対象となります。 令和3年度における1事業者あたりの補助上限額は30万円となっており、対象区分ごとに補助上限額が設定されています。 なお、対象区分ごとの補助上限額は合算とはならず、下記のとおりとなります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1のみ</td> <td>1と2</td> <td>1と2と3</td> <td>⇒補助上限額 30万円</td> </tr> <tr> <td>2のみ</td> <td>2と3</td> <td></td> <td>⇒補助上限額 10万円</td> </tr> <tr> <td>3のみ</td> <td></td> <td></td> <td>⇒申請不可</td> </tr> </table> また、申請は一事業者につき1回限りですので、複数回申請することはできません。	1のみ	1と2	1と2と3	⇒補助上限額 30万円	2のみ	2と3		⇒補助上限額 10万円	3のみ			⇒申請不可
1のみ	1と2	1と2と3	⇒補助上限額 30万円										
2のみ	2と3		⇒補助上限額 10万円										
3のみ			⇒申請不可										
Q.	支店等が町内にあり、本社もしくは本店が町外にある請負業者を利用して感染症防止対策事業を実施しましたが、対象となりますか。												
A.	いいえ。 この制度は、 <u>町内に本社もしくは本店を置く法人や、町内に住所を有する個人事業主を請負業者として実施する感染症防止対策事業が対象となります。</u>												
Q.	空気清浄機は補助金の対象となりますか。												
A.	いいえ。 ウイルス対策に対応した機種においても、室内を密閉しなければ菌を抑制させることは困難であり、事業活動を行うことは不可能であることから、 <u>対象外となります。</u> 換気機能のない空気清浄機がついたエアコン、オゾン発生器、紫外線照射器、除菌剤噴霧器も同様に対象外です。												

このほか、詳細についてはお問い合わせください。

感染防止対策補助金を活用した事業者の取組事例

【取組事例1 スナック】

飛沫対策を行うため、アクリル板をカウンターとテーブル席に5枚ずつ設置。このほか、マウスシールドを10枚、不織布マスク50枚入を1箱購入した。

発注から納品まで：10日程度（※）

事業費50,418円－補助金33,000円＝自己負担17,418円

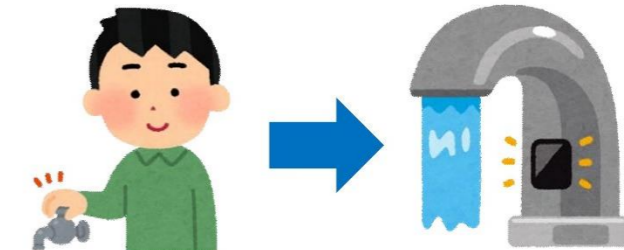


【取組事例2 サービス業】

来店者の接触感染防止のため、既存の水道設備を改修し、非接触型自動水栓を導入した。

発注から納品まで：1ヶ月程度（※）

事業費302,500円－補助金201,000円＝自己負担101,500円



【取組事例3 食堂】

外気との換気を向上させるため、給排気機能を有する空調設備を1基設置する工事を行った。（対象となる空調設備は限られていますので、役場商工雇用係まで事前にお問い合わせください）

発注から納品まで：30日程度（※）

事業費450,000円－補助金300,000円＝自己負担150,000円



【取組事例4 自動車販売業】

感染防止対策として、アルコールディスペンサーを1台導入。飛沫対策としてカウンター、受付、商談テーブルにアクリル板パーテーション計11枚を設置。従業員の健康状態を把握するため、非接触型体温計を1個導入した。

発注から納品まで：10日程度（※）

事業費149,160円－補助金99,000円＝自己負担50,160円



【取組事例5 建設業】

従業員や来客者の健康状態を把握するため、サーモカメラ1台を導入した。

発注から納品まで：14日程度（※）

事業費87,780円－補助金58,000円＝自己負担29,780円



※ 納品までの日数は目安であり、発注時期によっては上記日数を前後することがあります。